

## よくある質問



まだよく分からないなあ・・・



一緒に疑問や不安を解決していきましょう

### 【就学相談会の申込みについて】

Q1、障がいがありますが、通常の学級の希望ならば申し込まなくて良いでしょうか？

通常の学級のみご希望の場合は申込みの必要はありません。ただし、学校が行うことができる合理的配慮にも限りがございますので、通常の学級に就学することがお子さまにとって適切かどうかについては、保護者、在籍園・関係諸機関等と十分に話し合ってくださいようお願いします。

Q2、申込みはしましたが、通常の学級のみを希望しようと思えます。申込み後にキャンセルはできますか？

保護者、在籍園・関係諸機関等と十分に話し合ってください、通常の学級のみご希望で決定された場合は、キャンセルされて構いません。その時は、保護者からではなく、在籍園（所）から当センターへご連絡下さい。

### 【就学相談会の判断について】

Q3、自分の思っていた判断と違う場合は再相談になるとのことですが、再相談の結果も納得できない場合はどうなるのですか？

保護者、学校、教育委員会の間で合意形成を図るまで話し合います。お子さまにとって不応や、安全面のリスクが予測される場合は、適切な学びの場について十分に検討します。

Q4、通常の学級に入学した後、学びの場を変更したい場合はどうしたらいいのでしょうか？

入学後に、より手厚い支援が必要となり、学びの場の変更を希望する場合は、再度、就学相談会の申し込みが必要となります。詳しくは各学校にご相談ください。

- ① 校内措置変更コース：知的障がい特別支援学級（以下、知的特学と表記）を希望する場合は、各学校で検討し、適切であると判断されれば、入ることができます（校内に知的特学がある場合）。
- ② 通級コース：通級指導教室を希望する場合は、発達教育センターの就学相談（通級コース）に申し込んでください。
- ③ 就学相談会コース：校内の知的特学以外の学びの場を希望、あるいは複数の学びの場を迷っている場合は、発達教育センターの就学相談（就学相談会コース）に申し込んでください。

※いずれの場合も、基本的には、翌年度4月からの変更になります。

### 【通級指導教室(以下、通級と表記)について】

Q5、校区の通級に通う場合も、送迎や付き添いが必要ですか？

通級での指導は、保護者の方にも指導を見ていただき、家での関わりや在籍学校での支援に活かしていただくことが大切と考えています。校区の学校の通級であっても保護者の方の付き添いは必要です。また、ご家族の方の中でも、お子さまのことを伝えることができる人の付き添いをお願いしております。

Q6、通級に通うために、授業を抜けた時の補講はあるのでしょうか？

補講はありません。お子さまの状態や特性に合わせた指導のメリットと授業を抜けるデメリットとのバランスを考えて希望していただくようお願いします。

### 【特別支援学級について】

Q7、通常の学級でも学習できるのですか？

特別支援学級に籍を置きながら、通常の学級を“交流学級”と位置付け、交流および共同学習を行っています。交流の量や頻度などは、お子さまの状況次第で1人1人違います。

Q8、住んでいる校区の学校には希望する障がい種の特別支援学級がありません。新設をお願いしたいのですが、どのようにすればよいのですか？

校区に特別支援学級が設置されていない場合は、保護者の送迎が可能な範囲内で、最寄りの設置校へ通っていただくことになります。

新設の要望は承っておりますので、当センターへご連絡ください。

※必ずしも要望通りの設置が行われるとは限りません。

### 【特別支援学校について】

Q9、特別支援学校という判断が出た際は、その近くに引っ越さなければならないのでしょうか？

近くに引っ越さなければならないということはありません。特別支援学校の通学区は、居住地の住所により決まっています。通学区内にスクールバスを運行していますので、お近くのスクールバスのバス停まで送迎していただくことになります。詳しくは各学校にお問い合わせください。

Q10、ふくせき制度による居住地校交流の頻度はどれくらいでしょうか？

居住地校交流の頻度は児童・生徒1人1人異なりますが、多くは学期ごとに1～2回程度とお考えください。

他にも疑問や質問がございましたら、  
発達教育センター 相談・支援係  
(092-845-0015) までご連絡ください。

